

## 資料編

### 1 関係法令等

#### ○健康増進法（抜粋）

平成14年8月2日号外法律第103号  
最終改正 令和4年6月22日号外法律第77号

##### （基本方針）

第7条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向
- 二 国民の健康の増進の目標に関する事項
- 三 次条第1項の都道府県健康増進計画及び同条第2項の市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項
- 四 第10条第1項の国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項
- 五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項
- 六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項
- 七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

##### （都道府県健康増進計画等）

第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

## ○食育基本法（抜粋）

平成 17 年 6 月 17 日号外法律第 63 号  
最終改正 平成 27 年 9 月 11 日号外法律第 66 号

### （食育推進基本計画）

第 16 条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第 1 項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

### （都道府県食育推進計画）

第 17 条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### （市町村食育推進計画）

第 18 条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

○健康日本 21（第三次）の概要

健康日本21（第三次）の全体像

○ 人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、「**誰一人取り残さない健康づくり**」を推進する。また、健康寿命は着実に延伸してきたが、一部の指標が悪化しているなど、さらに生活習慣の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を促す必要がある。このため、「**より実効性をもつ取組の推進**」に重点を置く。



健康日本21（第三次）の概念図

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のために、以下に示す方向性で健康づくりを進める



出典：厚生労働省資料

## 2 長野市健康増進・食育推進審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属機関・団体	役職名
板倉 重彦	長野県精神保健福祉士協会	副会長
伊藤 君代	長野市食生活改善推進協議会	会長
小口 忠昭	公募	
風間 悦子	長野県栄養士会 北信支部	支部長
釜田 秀明 (令和5年6月24日から)	長野市医師会	会長
北沢 広行	長野商工会議所	理事・事務局長
○草間 かおる	長野県立大学 健康発達学部	教授
久保 美栄子	長野市私立保育協会	丹波島こども園長
小林 博昭	長野市歯科医師会	会長
小森 玲子	長野市農村女性ネットワーク研究会	会長
小山 清子	ながの環境パートナーシップ会議	会員
小山 莉歩	公募	
佐藤 俊彦	長野市校長会	大岡小学校長
諏訪 直人	日本健康運動指導士会 長野県支部	理事
関口 博史	長野県国民健康保険団体連合会	保健事業課長
◎高山 潤也	信州大学 工学部	准教授
西澤 ひとみ	長野県看護協会 長野支部	役員
原 澄	長野市薬剤師会	会長
宮澤 政彦 (令和5年6月23日まで)	長野市医師会	会長
宮澤 真弓	公募	

◎会長 ○会長職務代理

期間：令和5年5月25日諮問から令和6年1月31日答申まで

## 3 長野市健康増進・食育推進委員会構成所属

地域活動支援課、人権・男女共同参画課、高齢者活躍支援課、地域包括ケア推進課、障害福祉課、国保・高齢者医療課、長野市保健所総務課、長野市保健所健康課、長野市保健所食品生活衛生課、子育て家庭福祉課、保育・幼稚園課、環境保全温暖化対策課、生活環境課、商工労働課、観光振興課、スポーツ課、農業政策課、学校教育課、保健給食課、家庭・地域学びの課【8部局・20課（令和5年度）】

#### 4 計画策定の経過

開催日・実施期間	会議・協議事項等
令和5年4月20日	長野市保健所「策定プロジェクトチーム」会議 ・計画の策定について (以降随時、プロジェクトチーム内分野別作業班で素々案・素案等の原案を検討)
5月16日	令和5年度第1回長野市健康増進・食育推進委員会 ・計画の策定について (以降随時、各課において素々案・素案等の原案について協議・検討)
5月25日	令和5年度第1回長野市健康増進・食育推進審議会 ・計画の策定について市長から審議会へ諮問 ・計画の骨子について
9月5日	令和5年度第2回長野市健康増進・食育推進審議会 ・計画素々案について
9月5日	ながの健やかプラン21推進市民の会 ・計画素々案について
10月27日	令和5年度第3回長野市健康増進・食育推進審議会 ・計画素案について ・市民意見等の募集（パブリックコメント）実施について
11月21日 ～12月20日	市民意見等の募集（パブリックコメント）
令和6年1月25日	令和5年度第4回長野市健康増進・食育推進審議会 ・市民意見等の募集（パブリックコメント）実施結果について ・計画答申案について
1月31日	計画の策定について審議会から市長へ答申
2月6日	部長会議（市） ・計画決定

## 5 健康づくりに関するアンケート

目的	前計画「ながの健やかプラン 21」の指標の達成状況を把握し、課題を整理するとともに、今後の方向性を明らかにするために実施
調査対象	令和4年8月16日現在で市内在住の 3～19歳 800人 20～89歳 4,200人 計 5,000人
調査期間	令和4年9月7日(水)～10月7日(金)
調査方法	令和4年8月16日現在の住民基本台帳から対象者を無作為抽出し、返信用封筒同封による郵送
調査内容	ア 健康全般について イ 栄養・食生活について ウ 運動について エ がん検診について オ こころの健康について カ アルコール・喫煙について キ 歯と口の健康について (3～19歳はイとキのみ)
回答数・ 回答率	3～19歳 381人・47.6% 20～89歳 1,878人・44.7% 全体 2,259人・45.2%

## 6 用語解説

### 【あ行】

インスリン	P42 ほか	膵（すい）臓から分泌されるホルモンの一種で、血糖値を下げる働きをする。糖尿病の予防には食後の急激な血糖値の上昇を抑え、インスリンの分泌を節約することが大切とされている。
-------	--------	--

### 【か行】

通いの場	P74 ほか	介護予防として、地域の高齢者が主体になった活動で、高齢・虚弱な方でも参加でき、新たな参加者を受け入れながら、定期的に継続して活動している団体やその場のことをいう。
血糖値	P49 ほか	血液中に含まれるブドウ糖（グルコース）の濃度のこと。食事の中の炭水化物などが消化吸収されブドウ糖となり血液に入り、血糖値が高いまま下がらない状態が続くことを高血糖と呼ぶ。この状態が長く続くと血管が傷ついて動脈硬化を引き起こし、糖尿病など様々な病気を発症する危険が高まる。
健康経営	P39 ほか	従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながると期待される。
口腔機能	P23 ほか	咀嚼（歯で食物を噛み、飲み込む（嚥下）という一連の動作）、味覚、唾液、発音と発語などの口の機能をいう。

### 【さ行】

主観的健康観	P9 ほか	医学的な健康状態ではなく、自らの健康状態を主観的に評価するもので、死亡率や有病率等の客観的指標では表せない全体的な健康状態を捉える健康指標。必ずしも医学的な健康状態と一致したものではない。
--------	-------	--

### 【た行】

特定給食施設	P35 ほか	健康増進法に規定される施設で、特定かつ多数の者に対して継続的に1回 100食以上又は1日 250食以上の食事を供給する施設をいう。
--------	--------	---

### 【は行】

フッ化物（応用）	P123 ほか	フッ化物（フッ化ナトリウム）応用は、歯質のむし歯抵抗性（耐酸性の獲得・結晶性の向上・再石灰化の促進）を高めてむし歯を予防する効果がある。
----------	---------	--

【ら行】

レセプト	P10 ほか	医療機関が保険者に対して医療費を請求するために発行する請求明細書（診療報酬明細書）のこと。患者に対してどのような診断（傷病）、検査がなされ、治療が行われ、薬剤がどのくらい処方されたかが記載されている。レセプトは一人一人の患者ごと、受診する医療機関ごと、請求単位の1か月ごと、レセプトの種類ごとに発行される。
------	--------	---

【英数単語】

1型糖尿病／ 2型糖尿病	P45 ほか	1型はインスリン依存型とも呼ばれ、自己免疫疾患などが原因でインスリン分泌細胞が破壊されるもので、インスリンの自己注射が必要。 2型はインスリン非依存型と呼ばれ、遺伝的要因に過食や運動不足などの生活習慣が重なって発症する。
KDB（国保データベース）システム	P8 ほか	国保保険者や後期高齢者医療広域連合における保健事業の計画の作成や実施を支援するため、国保連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して、「統計情報」・「個人の健康に関するデータ」を作成するシステム
LDL コレステロール	P32 ほか	低比重リポタンパク質。肝臓のコレステロールを体全体に運ぶ役割がある。血液中において過剰の状態になると動脈硬化などの原因となる。体にコレステロールを貯めるので「悪玉」と呼ばれている。
HbA1c（ヘモグロビンA1c）	P13 ほか	赤血球の中にあるヘモグロビン A（HbA）にグルコース（血糖）が非酵素的に結合したもので、糖尿病の過去1～2か月のコントロール状態の評価を行う上での重要な指標

# ながの健やかプラン 21（第二次）

第四次長野市健康増進計画  
第四次長野市食育推進計画

---

令和6年4月発行

発行  長野市

編集 長野市保健所健康課

長野市若里六丁目6-1 電話 026-226-9961

印刷 富士印刷株式会社

---



**FEEL NAGANO,  
BE NATURAL**

この街で、わたしらしく生きる。長野市